

令和5年度

いじめ防止対策の基本方針



糸島市立福吉中学校

☆ 目 次 ☆

ページ

第1部 教職員マニュアル	1
I いじめ問題に関する基本的な考え方	1
1 いじめとは	1
2 いじめの基本認識	2
II いじめの未然防止	3
1 基本的考え方	3
2 いじめ防止のための取組	3
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる授業	4
III 早期発見	5
1 基本的考え方	5
2 いじめ早期発見のための取組	5
IV いじめへの対応	6
1 いじめ対応の基本的な流れ	6
2 いじめ発見時の緊急対応	6
3 いじめが起きた場合の対応	7
V ネット上のいじめへの対応	9
1 ネット上のいじめとは	9
2 未然防止のためには	10
3 早期発見・早期対応のためには	11
第2部 組織対応マニュアル	12
I いじめ問題に取り組む体制の整備	12
1 いじめ防止対策委員会の設置について 《いじめ防止対策委員会組織》	12
2 年間を見通したいじめ防止・指導計画の整備について 《年間指導計画例》	13

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

14

(学校全体の取組)

- ・ 発見・情報収集・事実確認・方針決定
- ・ 対応・解消経過観察

《生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合》

III 糸島市教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

15

- 1 糸島市教育委員会との連携について 15
- 2 出席停止措置について 15
- 3 警察との連携について 16
- 4 地域等その他関係機関等との連携について 16

IV 重大事態発生時の対応等

17

- 1 「いじめ問題調査委員会」の設置 17
- 2 「いじめ問題調査委員会」の役割 17
- 3 「いじめ問題調査委員会」の構成 17
- 4 重大事態発生に係る調査 19

第1部 教職員マニュアル

I

いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、生徒の尊厳を保持するため、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めていく。

1 いじめとは

○ いじめの定義を理解する

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた生徒や周辺の状態等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状態等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指して

いる。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全て厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築く事ができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめ該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの基本認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるよう努める。

1 基本的考え方

未然防止の基本は、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校では、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり，集団づくり，学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を、生徒及び保護者・地域に周知し、協力を得るようにする。さらに、定期的にアンケートを実施したり日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

さらに、これらに加えて、いじめの問題への取組の重要性について地域、家庭に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発をしていく。

2 いじめの防止のための取組

○ いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

- ・年度初めに学級生徒調査に基づく生徒指導研修会を実施し、生徒のいじめの実態について、全職員で把握に努める。
- ・各委員会等において生徒の情報交換を行い、生徒の現在の状況、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- ・朝の会や学年集会、学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れる。その際、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に提示し、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。

○ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、自然体験学習や職場体験学習、地域貢献活動などの社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う

また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

○ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、生徒一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの生徒も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに、生徒が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、個の特性（発達障害を含む）や特に配慮が必要な生徒（性同一性障害や性的指向、性自認、家庭状況により傷ついている生徒等）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

○ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動、部活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種・異学年間等で適切に連携して取り組む。

○ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、生徒会の取組を推進する。この際、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、生徒の取組を陰で支える役割に徹する。

○ 家庭との連携

普段から保護会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について、情報交換や協議することや、いじめに対する家庭の気付きと教職員の気付きを互いに共有できるように、連絡を密にしていく。

○ 地域との連携

P T A や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員等を活用したりするなど、いじめの問題について地域と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 命や人権を尊重する豊かな心を育てる授業

人権尊重の精神の涵養を目的として、人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験教育を充実させる。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけいじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てることが大切である。

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、生徒に価値観を植え付けるのではなく、同じような場面でどう行動するかなど、生徒が自ら考える授業づくりを進める。

Ⅲ

早期発見

1 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための取組

① 実態把握、情報共有

いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

- ・授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の生徒の様子に目を配る。
- ・生徒支援部と連携して心のアンケートを実施し、交友関係や悩みを把握する。
- ・月に1回、いじめに関する調査を実施し、いじめの実態把握に取り組む。また、学期に1回、学校生活に関するアンケートを実施し、学校生活全般及びインターネットや携帯電話などの情報端末による誹謗中傷等のいじめについても調査し、実態を把握する。
- ・教育相談週間等の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・PTA総会、学年・学級懇談会、家庭訪問などの機会に、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し保護者から情報を得る。
- ・集まったいじめに関する情報は、必ず記録に残すとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

③ 体制整備とその点検

生徒や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒や保護者との信頼関係を築くようにする。また、教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを、教師用アンケートなどを活用して定期的に体制を点検する。

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施進めていく。(人間関係づくりプログラムの実施)

いじめの兆候や事実を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報キャッチ

- 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校, 休み時間, 清掃時間, 放課後等)

正確な実態把握

- 当事者双方, 周りの生徒から聴き取り, 記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し, 正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず, いじめの全体像を把握する。

指導体制, 方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会, 関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護し, 心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に, 相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って, 具体的な対策を話す。
- 協力を求め, 今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り, 誰もが大切にされる学級経営を行う。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任, 学年主任, 生徒指導担当主幹教諭(いじめ防止対策主任)に連絡し, 管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や, いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は, 他の生徒たちの目に触れないよう, 場所, 時間等, 慎重に行う。また, 事実確認は, いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うなど配慮する。

- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・学年生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

<把握すべき情報>

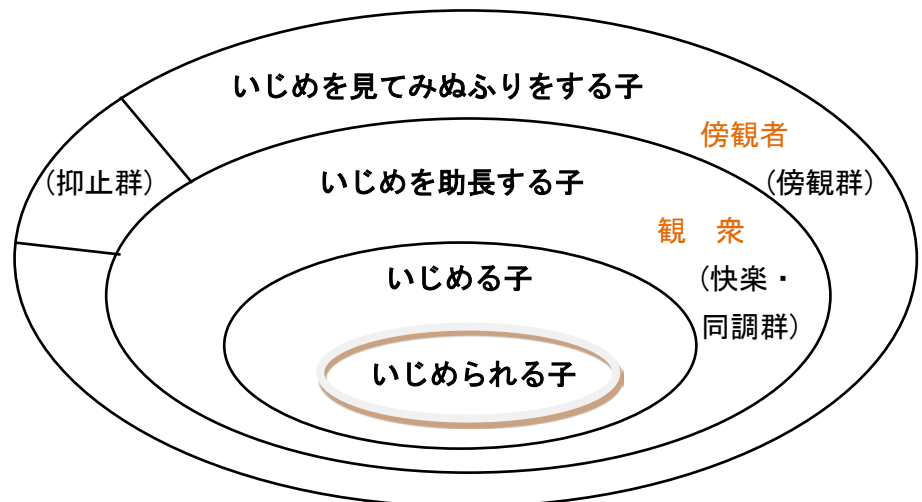
- ◆誰が誰をいじているのか? ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか? ……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】

*要注意 生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

<いじめの四層構造>

- 大阪市立大学教授の森田洋司(1985)は、いじめが起きている子ども集団の中に、被害者・加害者・観衆・傍観者の四者が存在し、「いじめの四層構造」があることを指摘している。



① いじめられた生徒に対して

<生徒に対して>

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。

- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

* いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題ではないですか。
- ・学級にはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた生徒に対して

<生徒に対して>

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の成長を図るために、今後、学校と一緒にかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

* 平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。
- ・内の子は悪くない。
- ・単なる喧嘩でしょうが。
- ・喧嘩に親が出てくる必要はない。

③ 周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの快楽群や傍観群からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V

ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める。

未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。また、「保護者と学ぶ規範意識の向上」等の施策を活用した学習の場を設け、共通理解を図る。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

《トラブルの事例》

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

ネット上のいじめ 特殊性による危険

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■SNSから生じたいじめ

A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ…「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えること

<未然防止の観点から>

- 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において我が子を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話等を持たせる必要性について検討すること

（夜10時以降は電源を切ることや子ども部屋に持ち込まず親に預ける等の家庭での約束をつくり、PTA活動の約束事項として共通実践する。）

- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

●書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

●学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイトでの削除も同様

●年に1回、生徒と保護者向けのネットに関わるいじめ等についての研修会を行う。

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

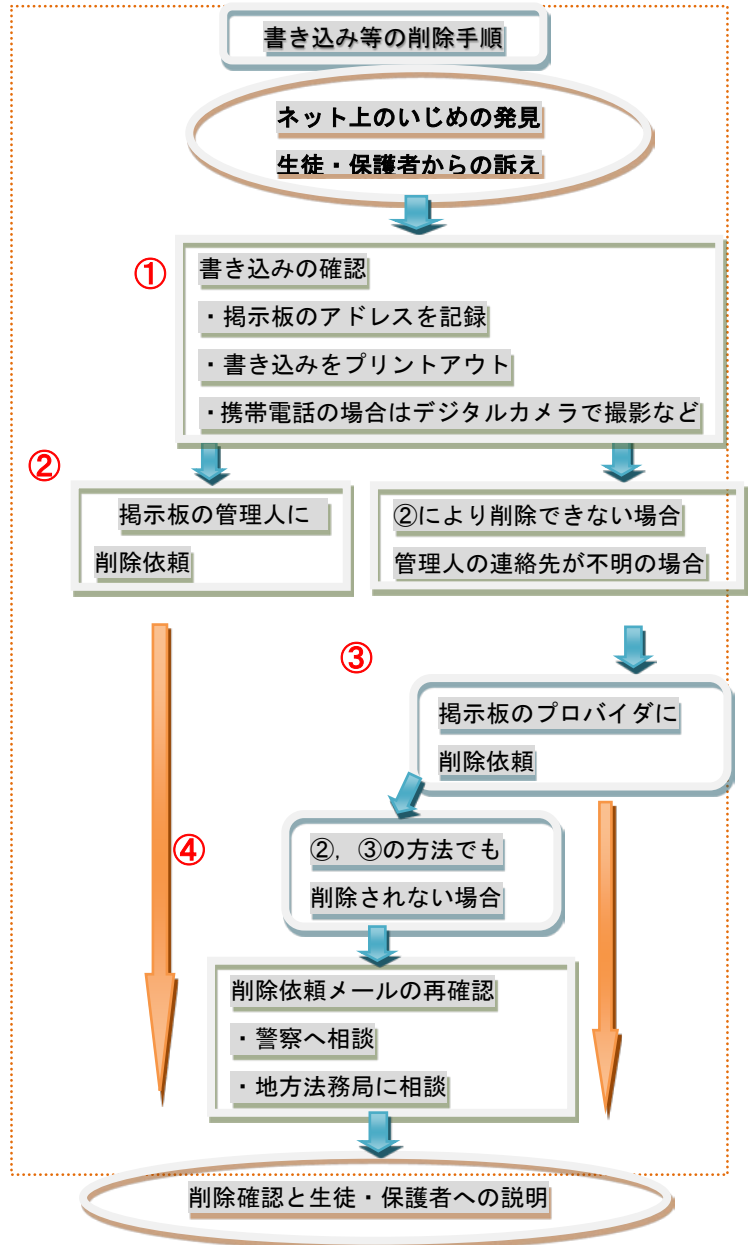
チェーンメールの対応は

<指導のポイント>

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になり、ったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。



第2部 組織対応マニュアル

I

いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題に取り組むにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開していく。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

1 いじめ防止対策委員会の設置について

●いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した教頭、生徒指導主事(いじめ防止対策主任)、児童生徒支援加配教員を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することもある。

《いじめ防止対策委員会組織》

※定例のいじめ対策委員会は、

毎月1回程度開催する。

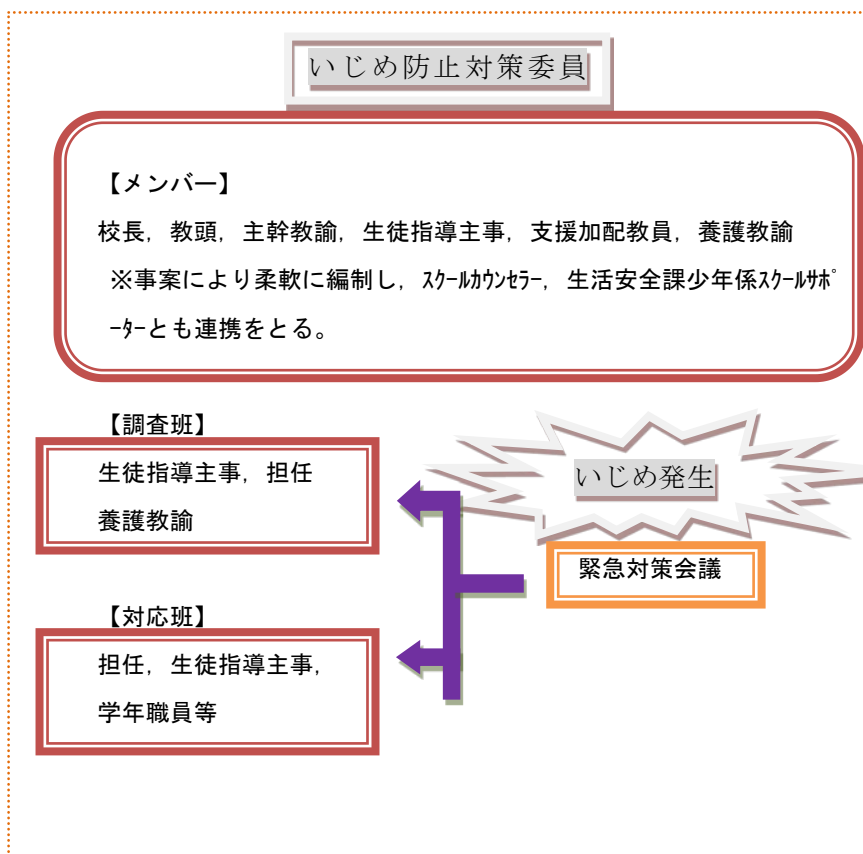
※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編制し対応する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

その他

※いじめに関してSCが主体となって行う研修を6月、8月、2月に行う予定である。

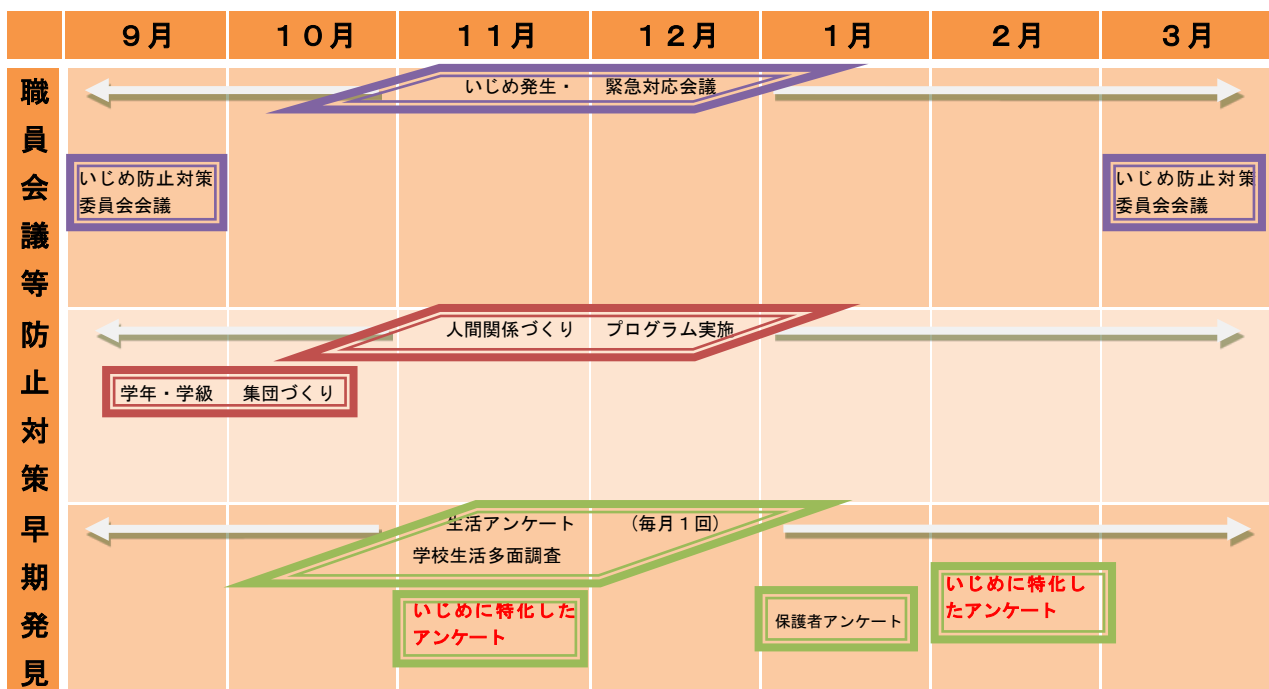
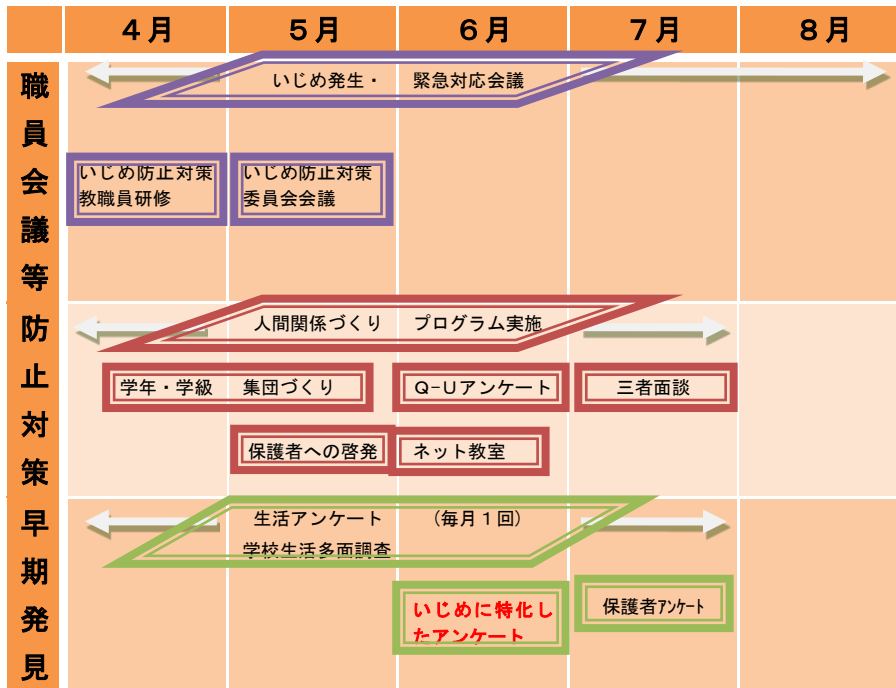
※いじめに関わる情報がいち早く届くように、毎週金曜日の職朝で学年の様子を報告し、教員間での共通理解ができるようにしている。

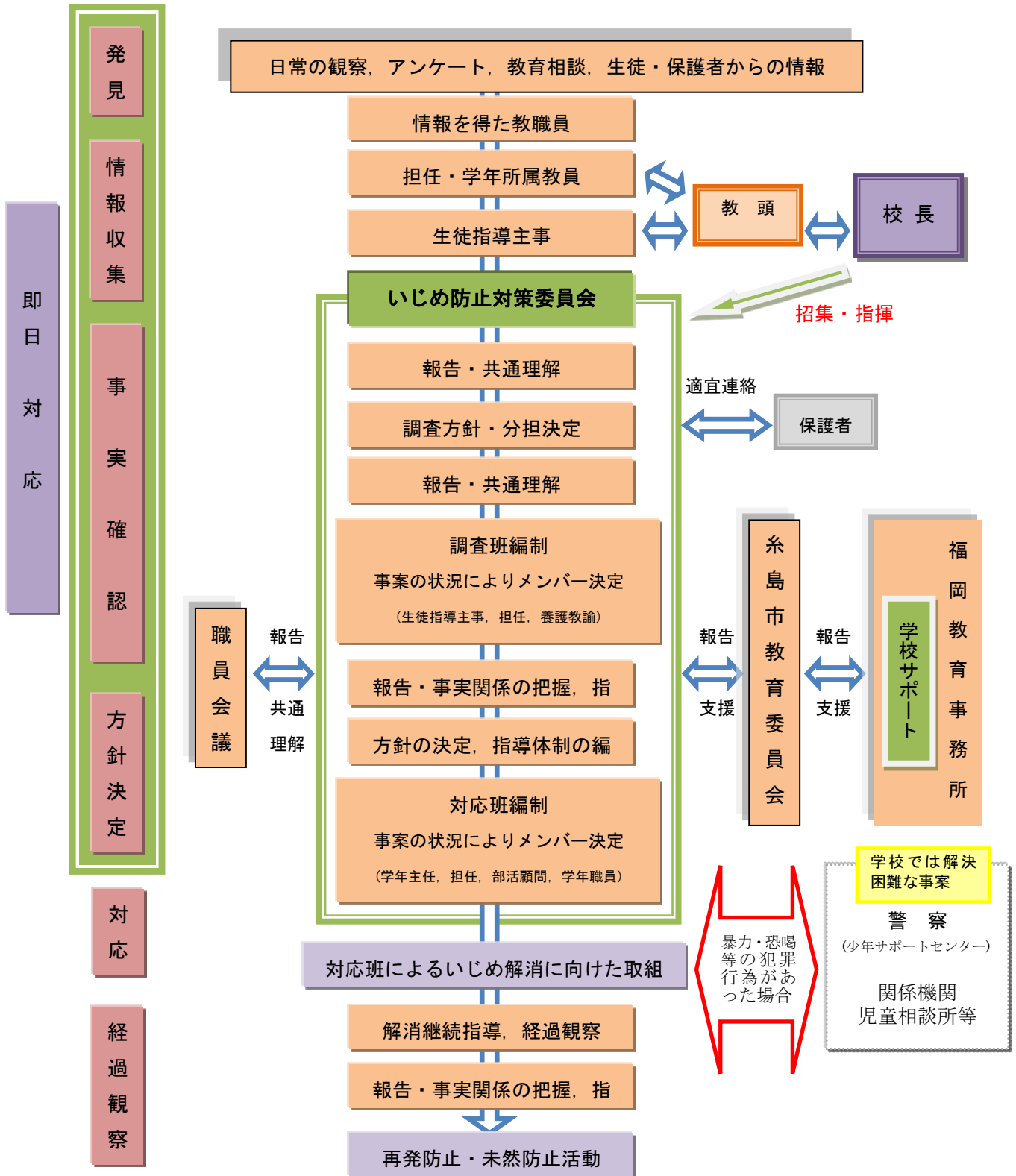


2 年間を通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。そのために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組むこととする。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

《 年間指導計画例 》





生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに糸島市教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

学校だけで解決が困難な事案に関しては、糸島市教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るために、管理職や生徒指導担当主幹教諭を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」を進める。

1 糸島市教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに糸島市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

2 出席停止について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生徒指導部・生徒支援部が連携し、出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する。

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために必要があれば、いじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

<学校法第11条>

学校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学省の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

<学校法施行規則第13条>

学校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学行劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に糸島市警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

4 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、糸島市子課や福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

<全体像を把握する。>

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 糸島市教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案

緊急対策会議→糸島市教育委員会・福岡県教育庁福岡教育事務所・糸島市警察等へ連絡

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

<保護者との連携>

- 直接会って、学校の具体的な対策を説明する。
- 理解と協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒へ継続的な指導や支援を行う。
- スクール・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

1 「いじめ問題調査委員会」の設置

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。（学校の下に設置する場合）

（１）いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

（２）いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（３）その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

（１）学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

市教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

<生徒指導問題対策委員会>・・・母体として

校長、教頭、主幹教諭、学年主任、担任（該当生徒）、生徒指導主事、養護教諭

<適切な専門家>・・・市教育委員会の指導を受けて

弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

<関係機関等>・・・必要に応じて

P T A 代表、児童相談所職員、糸島市警察署生活安全課職員、駐在所職員、民生児童委員

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

① 構成員

糸島市教育委員会が定めた構成員による。

4 重大事態発生に係る調査

(1) 事実関係を明確にするための調査の実施

○「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○学校は、市教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は市教育委員会において調査を実施する。

(2) 調査を行う際の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。

○これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

○質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(4) 調査結果の市長への報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。

上記（1）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会を通じて市長へ送付する。

(5) いじめた生徒及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(6) 他の保護者への対応

P T A 役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

(7) その他

○地域住民等への対応

・ 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。その際、電話対応者は原則、教頭とし、必要に応じて、教務主任または生徒指導主事がメモをとる。

○マスコミへの対応

・ マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、市町村教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

○生徒へのケア

- ・ 生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、市教育委員会をとおして要請する。
- ・ 調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

<参考資料>

- ・ 各都道府縣市町のいじめ対策基本方針
- ・ いじめの早期発見・早期対応の手引き ー小・中学校編ー 福岡県教育委員会
- ・ 福岡県教育センター研究紀要 福岡県教育委員会
- ・ いじめ防止対策推進法 文部科学省